

# 日本における CISG の適用

長田真里

ながたまり

大阪大学大学院法学研究科准教授

- 1 はじめに
- 2 1条1項a号による CISG の適用
- 3 1条1項b号による CISG の適用と国際私法
- 4 1条1項b号と95条留保
- 5 CISG 運用にかかる問題点
- 6 終わりに

## 1 はじめに

国際物品売買契約に関する国際連合条約（以下 CISG）は、70ヶ国以上の締約国を有し、国際取引の分野では極めて成功した条約の一つといわれる。その成功の理由や特徴は、国際物品売買にかかる法統一の初めての試みとして成立した「国際物品売買についての統一法に関する条約（ULIS）」および「国際物品売買契約の成立についての統一法に関する条約（UIFIS）」との比較で、紹介されることが多い<sup>(1)</sup>。両者の違いは多く指摘されるが、中でも、適用範囲に関する違いは抵触法の観点から非常に興味深いものである。すなわち ULIS は、その適用範囲を、異なる国に営業所を有する当事者間の売買契約であって、(i) 1国の領域から他国の領域へ、契約締結の時に、目的物が現に輸送中であるか、又は将来輸送されることが予定されている場合、(ii) 申し込みおよび承諾を構成する行為が異なる国の領域でなされた場合、(iii) 目的物の引渡が申し込み及び承諾を構成する行為のなされた国以外の領域でなされるべき場合、とし<sup>(2)</sup>、国際私法が介入する余地を一切認めていなかった<sup>(3)</sup>。それに対して CISG は、同じく異なる国に営業所を有する当事者間の売買契約を規律対象としながら、(i) そのいずれもが CISG の締約国である場合（1条1項a号）か、

(ii) 国際私法の規則により締約国法を適用すべきである場合（1条1項b号）に適用されるとして、国際私法の介在する余地を残したのである。この1条1項b号の存在は、CISGの適用される場面を飛躍的に広げた<sup>(4)</sup>。その一方、国際私法を介してのCISG適用に批判的な立場の国<sup>(5)</sup>の主張を入れて置かれた留保条項（95条<sup>(6)</sup>）も相まって、同条同号の存在が複雑な解釈上の問題を提起したことも指摘できる。このような点をふまえ、本稿においては、まず、国際私法の側面から見てCISGの適用がいかなる問題を提起するのか、また、それらの問題について、諸外国においてはどのような議論がなされているのか、という点を明らかにしたい。その上で、我が国においていかなる解釈が可能であるか検討を試みたい。さらに、CISGの我が国での適用に際して生じる、国際私法上の問題についても若干の検討を試みたい。

## 2 1条1項a号によるCISGの適用

CISG 1条1項は、異なる国に営業所を有する当事者間の物品売買であって、a号かb号に定める要件を満たすものについて、条約が適用されると規定する。このうち、a号所定の要件に該当すれば、当事者が条約の適用を排除している場合（CISG 6条）以外は、CISGが適用される。a号はb号に優先すると考えられており、a号が適用される場合には国際私法を介在する必要はない<sup>(7)</sup>。これらの性質から1条1項a号はCISGの直接適用を定めた条文であるといわれている<sup>(8)</sup>。

抵触法的観点から第1に問題になりうるのは、1条1項a号の規定の性質である。この点に関して、1条1項a号が、売主と買主の営業所所在地が各々CISGの締約国である場合に、売主の営業所所在地法か買主の営業所所在地法が適用されるとする、一種の抵触法規範と考えられるのではないかという指摘がなされている<sup>(9)</sup>。しかしこのような見解は必ずしも一般的に支持を得ているとはいえない。多くの見解は、1条1項a号を、単に条約の適用される要件を規定したものと考えている<sup>(10)</sup>。1条1項a号が抵触法規範としての規定であれば、売り主の営業所所在地と買い主の営業所所在地のいずれの法として適用されるのか明示されているべきであり、それが明示されていない以上は抵触法

規範とは考えにくく、仮に抵触法規範であるとしても、それは不完全なものである<sup>(11)</sup>との指摘や、1条1項a号が抵触法規範であれば、b号で抵触法規範を参照する旨規定されていることから循環論に陥ってしまう<sup>(12)</sup>といった批判が、否定説からなされている。しかし、選択的連結の例をみても明らかなように、一つの単位法律関係に必ずいずれか一つの法が適用されるという規範でなければ抵触法規範といえない、とするのは、必ずしも正当化されないように思われる。また、a号は契約の準拠法についての補完的な抵触法規範であると捉えれば、すなわち、契約の準拠法自体については一般的な法廷地抵触法規範により決定される一方、a号所定の要件が満たされている場合に、契約の準拠法に付加的に CISG が適用される旨を示す規定と捉えれば、循環論に陥ることもない。むしろこのように補完的な抵触法規範と捉えた方がb号との平仄が合うように思われる<sup>(13)</sup>。

両当事者が異なる締約国に営業所を有している場合、すなわちa号による条約の適用が求められる場合でも、両当事者が非締約国の法を契約の準拠法と指定している場合がある。この場合、当事者の非締約国法を準拠法とする合意を、CISG 6条にいう「当事者は、この条約の適用を排除することができる」に該当するとみて、CISG は適用されないと考えるべきとの見解が諸外国では有力に主張されている<sup>(14)</sup>。確かに、a号に基づく CISG の適用が確実な場面であるにもかかわらず、当事者が非締約国法を準拠法として合意するということは、黙示的な適用排除であると考えられる余地が大きいように思われる。しかし、日本ではどちらかといえば、このような黙示の適用排除については否定的な見解が多いように思われる<sup>(15)</sup>。議論の余地がある以上、確実に CISG の適用を排斥するためには、準拠法を非締約国法とした場合でも、契約条項中に、CISG の適用を排除する旨、明示しておくべきであろう<sup>(16)</sup>。a号が適用されるケースで、仮に締約国法を準拠法としているか、もしくは全く準拠法合意を行っていない場合であっても、当事者が CISG の適用を排除していることが明らかになれば、CISG は適用されない<sup>(17)</sup>。

### 3 1条1項b号によるCISGの適用と国際私法

1条1項b号によれば、a号によって条約が適用されない場合であっても、法廷地の国際私法規則によりCISGの締約国法が準拠法となる場合、CISGが適用される。このb号がCISGに置かれた理由は必ずしも明らかではないようである<sup>(18)</sup>。

この規定の性質にかかる問題は、a号における場合と比べかなり複雑である。まず、この規定自身が一定の場合に条約の適用を指定する抵触法規定ではないか、という見解もあり得る<sup>(19)</sup>。しかし、そのように考えるのは少しミスリーディングではないかと思われる。確かに、b号は条約が適用される場合を定める規定である。しかし、a号とは異なり、b号は条約の適用を導くための要件を直接に規定している訳ではなく、国際私法規則の介在を認めるにすぎない。従って、b号の指定自身は、抵触法的な指定ではないと考えるべきであろう<sup>(20)</sup>。それではいったいどのような指定か？ この指定は、内国における法の配分、すなわち、ある問題について商法が適用されるのか、民法が適用されるのか、あるいは消費者保護法が適用されるのかといった、内国法同士の適用関係を定める規律に介入してくる規範と考えるのが最も適切であろう<sup>(21)</sup>。ここでいう「内国」とはどこを指しているのかが問題となりうるが、その点については後に検討する。

さて、法廷地の国際私法規則により締約国法が導かれる場合とは、具体的にはどのような意味を持っているのだろうか。そもそも「法廷地の」国際私法規則との文言もCISG上明文で規定されているわけではないが、b号にいう国際私法規則とは法廷地のものを指す、という点については、ほぼ見解の一致を見ている<sup>(22)</sup>。ここでいう、法廷地の「国際私法規則」には、国内法としての国際私法規則も、条約あるいはEUにみられる国際的な規則に基づく法選択規則も当然含まれる。また、国際私法規則によって締約国法が準拠法とされるのであれば、それが客観的連結、すなわち、当事者の意思によらずに適用される場合であっても、当事者が指定した準拠法として、主観的連結される場合であっても、いずれでもかまわない。この点、ある国の法を当事者が契約準拠法とし

て合意している場合には、その国の国内実質法を適用することを合意していると推定されるため、特に CISG 適用の意思を明らかにしていない限り、条約の適用を6条に基づいて排除する意思であると考え余地もあり得る。しかしながら、学説の多くは、締約国法を準拠法とする合意がある場合には、締約国の特定の国内法を指定する意思が明らかにされていない限りは、CISG は適用されるとする<sup>(23)</sup>。

次に問題となるのは、1条1項b号によって CISG が適用される場合、それは法廷地の内国法の一部としての CISG なのか、準拠法所属国法の一部としての CISG なのか、あるいは、CISG それ自身なのかという点である。この点、国際私法の一般的な考え方によれば、法廷地の国際私法規則によって、いずれかの国の法が準拠法とされた場合には、その国の法の一部としての CISG が適用されることが1条1項b号によって定められている、もしくは確認されていると解釈することになるように思われる。一方、「1条(1)(b)に基づく本条約の適用は、国際私法の準則によって指定された国の法としての本条約の適用（外国法としての適用）ではなく、1条(1)(b)の要件が満たされる場合には本条約を適用しなければならないという締約国の義務としての本条約の適用である（自国法としての適用）。国際私法の準則は、参照されるに過ぎない。その意味で、これは1条(1)(a)による本条約の適用と同様に、国際私法を介さない本条約の適用である」<sup>(24)</sup>と説明する見解もある。この説明は、あるいは、いったんある国の法が準拠法とされたにもかかわらず、何らかの事情（この事情が準拠法所属国における国際私法を検討した結果であるか、条約への加盟如何を検討した結果であるかの違いはあるものの）が干渉した結果、最終的に法廷地法が適用される、すなわち反致を説明しているに他ならないようにもみえる。しかし、この説明は、そのように理解されるべきではなく、締約国である法廷地の国際私法、たとえば、日本の国際私法が、準拠法として他の締約国法、たとえば、ドイツ法を指定する場合には、日本の裁判所は、締約国であるドイツの法律が準拠法となることが判明した時点で、準拠法の適用をストップしてしまい、締約国に義務づけられた条約の適用義務として、自国において効力を有している CISG の適用を行うということの意味している。このような文脈では、法廷地の国際私

法規則は、CISG 適用のトリガー以上の意味を持たないことになる。そこで、このような CISG の適用のあり方が妥当か否か問題となる。

確かにシュレヒトリームをはじめ、ドイツの学説の多くは、1条1項b号に基づく CISG の適用について、準拠法所属国法の一部としての適用ではなく、法廷地国法としての CISG の適用であると述べている<sup>(25)</sup>。しかし、その理由は、上述した適用手順からでてくるものではなく、他の点にあるように思われる。たとえば、シュレヒトリームは、締約国法廷地が法廷地の国際私法を適用した結果、締約国法が準拠法となった場合には、法廷地自身の法として条約を適用しなければならないと述べつつ、その主張に付した注の中で、CISG が外国法として適用された場合には、たとえばドイツにおいては上告審がその解釈についての判断権限を有していないことになるが、法廷地法として適用された場合には上告審にも判断権限が生じる、と説明している<sup>(26)</sup>。このような説明は他の研究者によってもみられる<sup>(27)</sup>。ドイツの学説が、法廷地法としての CISG の適用を主張する真の根拠はここにあるのではないだろうか。締約国でありながら、1条1項b号を経由してしまったがために、CISG の適用違背について上告審で争えないという結果は確かに妥当ではないように思われる。ために、このような説明をせざるを得ないのは理解できなくはない。また、後に議論する95条留保と1条1項b号との関係についてシュレヒトリームなどが述べている見解は、仮に彼らが法廷地法としての CISG 適用という見解を貫いているとすれば、矛盾が生じているようにも思われる。これらの点から、もっぱら適用違背が上告理由となるか否かという点に関連してのみ、法廷地法としての適用を主張していると解釈することが正当化できるように思われる。他方、我が国においては、すでに最高裁において外国法の適用違背が上告理由となること、また最高裁が外国法の適用違背に関して判断を下す権限を有していることが認められており<sup>(28)</sup>、これが学説の多数説でもある<sup>(29)</sup>。とすれば、我が国において、わざわざ国際私法の一般的な理解とは異なる解釈をして、1条1項b号に基づく CISG の適用を、準拠法所属国法の適用ではなく、法廷地である日本法としての適用であると説明づけることに理由が見いだせないように思われる。また、準拠法所属国法の一部としての条約適用を批判する見解からは、準拠法

所属国において国内法化された条約を適用することは、条約の統一的な解釈という目的から好ましくないと指摘される<sup>(30)</sup>。それに対して、法廷地が自国法として適用する場合には条約の国内法化を防ぐことができるとするが、なぜそのように解されるのかは必ずしも明らかではない。仮に条約の国内法化自体に問題があるのであれば、法廷地が自国法として条約を適用する、との説明は不自然で、条約をそのまま直接適用する、と説明されなければならないであろう。以上の点から、1条1項b号によるCISGの適用は、準拠法所属国法の一部としての適用であると考えべきであろう<sup>(31)</sup>。

#### 4 1条1項b号と95条留保

上述したように、95条の留保条項によれば、1条1項b号に拘束されないことを締約国が宣言できることになっている<sup>(32)</sup>。他の留保条項、たとえば92条が第2部や第3部の規定に拘束されないことを宣言することができるとしつつ、そのような留保宣言を行った国を、1条1項に定める締約国とみなさないとの擬制規定を置いていることとは異なり、95条にはそのような擬制規定がない。そのため、法廷地と準拠法所属国のいずれか一方が95条留保国である場合に、条約が適用されるか否かをめぐり多くの議論を呼んでいるのである。

以下では、次のように場合分けをして、1条1項b号と95条留保の関係を検討する。

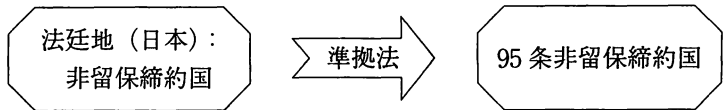
- (a) 日本（95条非留保国）が法廷地である場合
  - (a-1) 準拠法が留保国法
  - (a-2) 準拠法が非留保国法
- (b) アメリカ（95条留保国）が法廷地である場合<sup>(33)</sup>
  - (b-1) 準拠法が留保国法
  - (b-2) 準拠法が非留保国法
- (c) 連合王国（非締約国）が法廷地である場合
  - (c-1) 準拠法が留保国
  - (c-2) 準拠法が非留保国法

これらの場合のいずれにおいても、1条1項a号は適用されないことを前提

とする。さらに、法廷地国際私法によって、法廷地法とは異なる別の国の法が準拠法として指定されている場合を前提としていることも確認しておきたい。

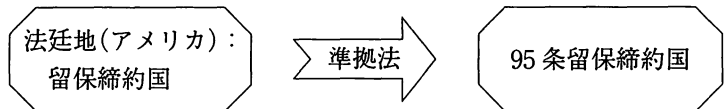
#### 4-1 問題なく条約が適用あるいは不適用となる場合

(a-2)



上で場合分けした、a-2：法廷地が非留保締約国で準拠法が非留保締約国法となる場合、すなわち、たとえば、日本が法廷地で、当該売買契約の準拠法がドイツ法となる場合には、どのような見解に立とうとも、問題なく、1条1項b号に従って条約は適用される。

(b-1)

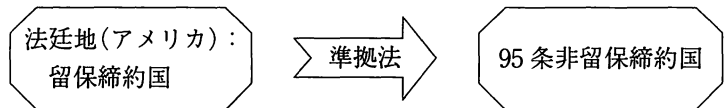


逆に、b-1：法廷地が留保締約国で、準拠法が留保締約国法となる場合、すなわち、NYが法廷地で、準拠法が中国法となる場合には、1条1項b号に基づく条約の適用はない。この点も、いずれの立場からもおそらく異論はないだろう。

#### 4-2 条約が適用されるか否かについて問題が生じる場合

(1) b-2：アメリカ (95条留保締約国) が法廷地であり、準拠法が非留保締約国法である場合

(b-2)



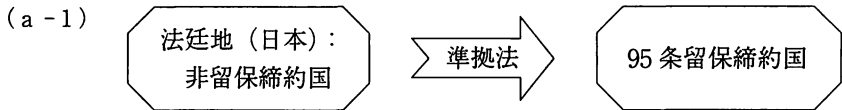
このように、留保締約国の国際私法規則により、非留保国 (例えば日本など) の法が準拠法となる場合、1条1項b号にもとづくCISGの適用はあるのだろうか。先に検討した、1条1項b号に基づくCISGの適用は、締約国が法廷地であれば法廷地法であるとする考え方を貫くのであれば、この場合、CISGが



適用されない、との結論に至るはずである。なぜなら、法廷地が留保国であるならば、国際私法規則によって締約国法が準拠法となったとしても法廷地は95条による拘束を受けないため、締約国の義務としてCISGを適用する義務を負わないからである。結果として、準拠法所属国のCISG以外の売買契約に関する法律が適用される、との結論になるはずである。留保国であるアメリカの判例は一貫してこのような立場に立っている<sup>(34)</sup>。また、CISGの統一性を確保するために法廷地法が適用されると考えなければならない、とする立場からも、この場合に条約の適用を排除すべし、との見解が主張されている<sup>(35)</sup>。

しかし、同様に法廷地法として条約を適用するという立場からも、多くの見解がこの場合に条約が適用されると結論づける<sup>(36)</sup>。その理由として、以下の点が上げられる。まず、この場合、仮に適用されないとの見解に立つのであれば、締約国法が準拠法となっても、1条1項b号に基づいてCISGを適用することはできない、ということになる。しかし、契約準拠法として指定された95条非留保国法にはCISGが含まれており、そこからCISGだけを排除することは、契約準拠法の内容を法廷地が変質させてしまうことになる、というのがその理由である<sup>(37)</sup>。また、このような場合に法廷地における留保の効力を広げてしまうと、非締約国が法廷地で95条非留保国法が準拠法となる場合にはCISGが適用されるのに対して、留保国が法廷地であれば適用されない結果を招き、フォーラムショッピングを助長し、統一条約としての性格にも悪影響を与えるという点も指摘される<sup>(38)</sup>。私見では、上述したように、そもそも1条1項b号で適用されるCISGは、準拠法所属国法の一部としての条約であるとしており、この立場からは、法廷地が留保締約国であっても、適用される法の内容には影響を与えないと考えるべきであろう。従って、この場合、CISGは適用されるべきである。

(2) a - 1 : 日本 (95条非留保締約国) が法廷地であり, 準拠法が留保締約国法である場合



この場合も, 仮に, 1条1項b号に基づくCISGの適用が, 法廷地法としての条約適用なのであれば, 問題への解答はある意味自明である。すなわち, 準拠法所属国法が留保をしようといまいと, それはまったく1条1項b号に基づくCISGの適用に関係を有さないからである。ブリッジはまさにそのような立場に立ち, CISGはこの場合適用されるとする。すなわち, 彼の見解によれば, この場合, 1条1項b号の理解として, まず, 締約国法が国際私法規則により導かれるか否かを検討する<sup>(39)</sup>。そして, 95条には, 92条などのように, 留保宣言国を締約国とはみなさないとする規定がないため, 1条1項b号が発動されるとする。その上で, 法廷地法としてのCISGが適用されるため, 法廷地は準拠法所属国が留保宣言をしていることを考慮する必要もなく, さながら法廷地自身が留保宣言をしているかのようにふるまう必要もないとする<sup>(40)</sup>。つまり, 留保宣言をした国が法廷地である場合にのみ, 留保の効力に縛られることになる。これを留保の相対的効力, あるいは相対的留保と表現することもある。

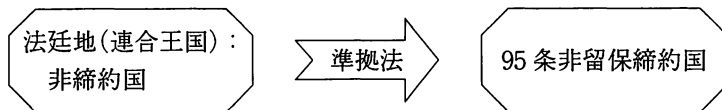
しかしながら, 多くの学説はこのような見解には立っていない。すなわち, 法廷地の国際私法によって指定された準拠法所属国の法は, その国の裁判所が自国の法を適用すると同じように適用されるべきである。準拠法所属国が, CISGの締約国であって95条の留保宣言をしている場合には, その国はCISGを, a号の要件が満たされる場合にのみ適用するはずである。従って, 法廷地国はこの準拠法所属国による95条の留保を考慮しなければならず, 間接的にであるか直接的にであるかを問わず, 95条に拘束されることになるとする<sup>(41)</sup>。つまり, 法廷地の国際私法により指定された準拠法には, 95条の留保を含めたCISGが含まれていると見るのである<sup>(42)</sup>。また, このように解する場合にのみ, 留保国の法を準拠法とするのが, その国である場合と, 別の国である場合

に、結果が異なってしまうという不都合を回避できると指摘する見解もある<sup>(43)</sup>。つまり法廷地あさり回避できるというのである。このような留保を留保の絶対的効力、あるいは絶対的留保と呼ぶこともある。

さて、いずれの見解が適当であろうか。曾野教授は、その論考において、相対的留保説に立つことを明らかにしておられる<sup>(44)</sup>。確かに、1条1項b号によるCISGの適用が法廷地法としての適用とするのであれば、準拠法所属国が留保国であるか否かは結果に影響を与えないのが妥当な結論である。しかしながら、私見によれば、1条1項b号によるCISGの適用は準拠法所属国法としての適用である。そうであるとすれば、留保宣言が付されたCISGが適用されると考えるべきであり、この場合の留保宣言には絶対的な効力が認められるべきであろう。このように解してこそ、CISGの統一的な適用が図れるのではなからうか。なお、ドイツは、CISG批准に際して、95条留保締約国法が準拠法となった場合には、1条(1)(b)を適用しない旨宣言しており、CISGを国内法化した、国連国際動産売買条約および1956年国際道路運送条約に関する法2条では、明確に「国際私法規則により、1980年条約95条に基づく留保宣言をした国の法が適用されるべき場合には、同条約1条1項b号は考慮しないものとする」と規定している。これらによりドイツにおいては95条留保に絶対的効力を認めることが明らかとされている<sup>(45)</sup>。

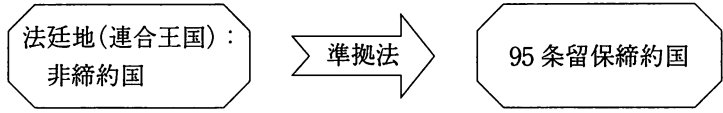
#### 4-3 非締約国が法廷地となる場合

(c-2)



ついで、非締約国が法廷地となっており、かつ非留保締約国法が準拠法となっている場合について検討する。たとえば、非締約国である連合王国の裁判所は、仮に準拠法がCISG締約国法となったとしても、条約適用の義務を負ってはいない。しかし、この場合にも条約は適用されると考えるべきであろう。法廷地裁判所により準拠法として指定された国の法には国際売買を規律する法としてCISGが含まれているためである。

(c-1)



非締約国が法廷地であり、準拠法所属国が95条留保締約国である場合、a-1の場合と平行に考えるのであれば、この場合にも、準拠法として指定された国の法には、95条留保を含んだCISGが含まれているのであり、CISGは適用されないと考えるべきであろう。

## 5 CISG 運用にかかる問題点

以上、CISGの適用に際して問題となる点を概観したが、ついで、CISGの実際の運用に関して問題となる点について若干の検討を加えたい。特に、ここでは、現在立法作業が進められている国際裁判管轄規程とCISGとの関係について検討を加えることとする。

現在、我が国においては、国際裁判管轄規程の立法を目指して、民事訴訟法の改正が進められている<sup>(46)</sup>。今般の改正では、新しい管轄原因の創設は無く、これまで認められてきた管轄原因の明確化、国際化が図られているといえる。その中で、CISGとの関係で特に問題となる管轄原因が、義務履行地管轄である。財産権上の訴えについて、広く義務履行地管轄をみとめている現行民訴の土地管轄規定とは異なり、改正法案においては、義務履行地管轄は契約事件に限定されており、さらに、「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき」か、「契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき」のいずれかに該当する場合にのみ義務履行地管轄を認める(3条の3第1項)<sup>(47)</sup>。それでは、CISGが適用される事例で、当事者が履行地の合意をしておらず、CISGの規定<sup>(48)</sup>により履行地が決定され、それが日本に認められた場合、日本に義務履行地管轄は発生するのであろうか。

この点、法制審議会での議論をみると、「中間とりまとめのためのたたき台」第1案では「当該契約について適用される条約が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき」には、日本に義務履行地管轄を認める旨、明記されていた<sup>(49)</sup>。この規定は、補足説明によれば、CISGが一定の要件を満たす売

買契約について国際私法を介さずに直接適用されることを前提として置かれたとされる<sup>(50)</sup>。これに対して、1条1項b号により国際私法を介した条約の適用があること、また、その場合には、契約の準拠法が合意されている場合のみ当該準拠実体法により決定される履行地の管轄を認めるとする規定にそぐわない結果が生じること<sup>(51)</sup>を理由とした反対意見が示された。これを受け、たたき台第2案ではCISGを念頭に置いた規定は削除された<sup>(52)</sup>。これらの経緯からすると、法制審議会では、①1条1項b号によりCISGが適用される場合と②1条1項a号によりCISGが適用される場合とを分けて考えており、前者については、当事者が契約準拠法を合意している場合に限って履行地管轄を認め(改正法3条の3 1号後段)、後者については履行地管轄が認められる可能性はあるが解釈に委ねる<sup>(53)</sup>、という結論を採ったと考えられよう<sup>(54)</sup>。

この点、EUの民商事事件における国際裁判管轄規則であるブリュッセルI規則<sup>(55)</sup>での議論が参考になるように思われる。ブリュッセルI規則では、契約関係事件について、請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所に管轄を認めつつ(5条1項a号)、請求の基礎となっている義務の履行地について、別段の合意がない限り、物の売買については、契約に基づいて、その物が引き渡されたか、引き渡されるべきであった構成国の地、サービスの提供については、契約に基づいて、そのサービスが提供されたか、提供されるべきであった構成国の地とする旨の規定を置く(b号)。b号はa号に優先するため、b号で履行地がEU構成国内に認められなかった場合や、b号がそもそも適用されない契約類型の場合にa号が適用されることになる<sup>(56)</sup><sup>(57)</sup>(c号)。ブリュッセルI規則における義務履行地管轄について、欧州司法裁判所は、前身であるブリュッセル条約の時代から一貫して、契約準拠法による決定を認めてきているが<sup>(58)</sup>、規則で新設された5条1項b号の履行地は契約から自律的に決定されるべきであるとされる<sup>(59)</sup>。この履行地の自律的な決定にCISGを組み込むべきか否かが問題となっている。

まず、条文における「契約に基づいて」という文言から、明示の履行地の合意が契約上されていなければ5条1項b号が適用されない、とする見解がある<sup>(60)</sup>。しかし、この見解では同号の適用があまりに制限されることから、多

くの見解は黙示の合意でも認め、また、合意されていなくても実際に履行がされていればそれで足りるとする<sup>(61)</sup>。黙示の合意も認められず、履行行為もされていない場合、5条1項b号を適用しないと見解<sup>(62)</sup>もあるが、より多くの見解は、自律的な履行地の決定を模索する。そこで、履行地の自律的な解釈を契約の一般体系 (*l'économie générale du contrat*) から導きだそうとし、特に CISG の適用される場面では、CISG31条を履行地の決定に利用するとの見解も主張されている<sup>(63)(64)</sup>。さらに、EU 構成国の多くが加盟していることを理由として、CISG を解釈指針として利用し、CISG31条の規定により履行地を決定する可能性も指摘されている<sup>(65)</sup>。しかし、そもそも管轄規則を規律する規定ではない CISG の規定を管轄画定のために利用することの不自然さから CISG を利用することに懐疑的な見解<sup>(66)</sup>や、特に準拠法としての CISG を利用することにより、5条1号b号を設けることで一旦閉じた契約準拠法による履行地の決定をよみがえらせてしまうことの問題点などを指摘し、CISG の利用に反対する見解もある<sup>(67)</sup>。

翻って日本の改訂法案において、当事者が準拠法を合意していない場合に、CISG の規定に従って、管轄原因としての履行地を決定することは可能であろうか。規定を見る限り、改訂法案においては、「契約において定められた当該債務の履行地」とされており、ブリュッセル I 規則 5条1項b号の「契約に基づいて」との文言よりもさらに狭く解されるべきとされているように思われる。また、改訂法においては、準拠法による履行地の決定は、準拠法が合意されている場合に限定されており、契約において定められた履行地の決定に準拠法が介在する余地は全く認められないと解すべきであろう。これらの点に鑑みれば、ブリュッセル I 規則上も評価の分かれる CISG による履行地の自律的決定は、改訂法案上はかなり困難であると言わざるをえないのではないか。従って、改訂法案では、CISG が義務履行地管轄に介在する余地は、当事者の合意した準拠法所属国が CISG 締約国である場合に限られることにならうか。

## 6 終わりに

以上、日本における CISG の適用に関して、抵触法的観点から特に1条1項

の規定の性質、および95条留保との関係について概観すると共に、国際裁判管轄への影響についても概観をした。特に95条留保の問題は、今後実際に裁判所でCISGの適用可否が争われた場合に深刻な問題を引き起こしかねないのである。可能な限り早期に何らかの指針が裁判所から示されることを期待したい。

また、国際裁判管轄への影響については、これまで日本ではほとんど議論されてこなかった点であるが、日本がウィーン条約に加入したこと、また国際裁判管轄法制が整備されることから今後確実に問題となってくるように思われる。現時点では民訴法の改正法案がいつ成立するのか不明であるが、本稿が今後の議論に弾みをつけることとなれば幸いである。

- (1) たとえば、松岡博編『現代国際取引法講義』（法律文化社、1996年）35頁、Laszlo Réczei, “The Area of Operation of the international sales conventions”, 29 *Am. J. Comp. L.* 513 など。
- (2) ULIS 第1条 1. The present Law shall apply to contracts of sale of goods entered into by parties whose places of business are in the territories of different States, in each of the following cases:
  - (a) where the contract involves the sale of goods which are at the time of the conclusion of the contract in the course of carriage or will be carried from the territory of one State to the territory of another;
  - (b) where the acts constituting the offer and the acceptance have been effected in the territories of different States;
  - (c) where delivery of the goods is to be made in the territory of a State other than that within whose territory the acts constituting the offer and the acceptance have been effected.
- (3) ULIS 第2条 Rules of private international law shall be excluded for the purposes of the application of the present Law, subject to any provision to the contrary in the said Law.
- (4) Christophe Bernasconi, “The Personal and Territorial Scope of the Vienna Convention on Contracts for the International Sale of Goods (Article 1)”, 46 *Netherlands International Law Review*, 137, p. 159

条約の成立直後は a 号よりも b 号に基づく適用の方が多かったとの指摘もある。Peter Schlechtriem, Ingeborg Schwenzer (Hrsg.), *Kommentar zum Einheitlichen UN-Kaufrecht*, 5 Aufl. 2008, Art. 1, Rn. 71 (Ferrari)

- (5) 当時の COMECON 加盟国間では、1958年の General Conditions of Delivery of Goods between Organizations of the Member Countries of the Council for Mutual Economic Assistance といわれる規則が国際貿易を規律しており、1条1項b号に反対する国が多かったといわれる。実際95条は当時のチェコスロヴァキアの提案によるものであった (Réczei, *supra* note 1, pp. 519-520, Asa Markel, "American, English and Japanese Warranty Law Compared: Should the U.S. reconsider her article 95 declaration to the CISG?", *21 Pace Int'l L. Rev.* 163, p. 170)。
- (6) 95条 いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に、第1条(1)(b)の規定に拘束されないことを宣言することができる。
- (7) たとえば、杉浦保友・久保田隆編『ウィーン売買条約の実務解説』(中央経済社、2009年)4頁(柏木昇)
- (8) Franco Ferrari, "Overview of Case Law on the CISG's international sphere of application and its applicability requirements (articles 1(1)(a) and (b)), *2002 Int'l Bus. L. J.* 961, p. 965 など多数の文献が指摘している。
- (9) Arthur von Mehren, *Report on the Hague Sales Convention 1986, Proceedings of the Extraordinary Session of October 1985*, para 192, Peter Schlechtriem, Ingeborg Schwenzer eds. *COMMENTARY ON THE UN CONVENTION ON THE INTERNATIONAL SALE OF GOODS (CISG)*, 2<sup>nd</sup> ed., 2005, pp. 16-17 も同旨か。
- (10) Peter Winship, "Private International Law and the UN Sales Convention (Cornell Symposium)", *21 Cornell Int'l L.J.* 487, p. 518, Michel Pelichet, "Vente internationale de marchandises et conflit de lois", *Recueil des cours*, 1987 I, p. 37
- (11) Michael Bridge, "Uniform and Harmonized Sales Law: Choice of Law Issues", in James J. Fawcett, Jonathan M. Harris & Michael Bridge (eds.), *International Sale of Goods in the Conflict of Laws*, 2005, p. 918
- (12) Pelichet, *supra* note 10, 35
- (13) John O. Honnold, *Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention*, 2<sup>nd</sup> ed., 1991, p. 83. (ただし第3版以降はこの点に関する詳細な記述は消えている。)
- (14) Schlechtriem/ Schwenzer, *supra* note 9, p. 85 (Schlechtriem)
- (15) 高桑昭「国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用について」曹時 61 卷 10 号 12 頁
- (16) 杉浦・久保田『前掲書』(注(7)) 21 頁 (柏木昇) 同旨
- (17) 曾野和明・山手正史『国際売買法』(青林書院、1994年)61頁



- (18) 高桑「前掲論文」(注(15)) 24 頁注(23)によると、国連国際商取引法「委員会での筆者の見聞によれば、第 1 条(1)(a)の規定のみでは、本条約が広く適用されるためには時間がかかること、国際私法による処理をして準拠法が本条約の締約国の法となるのであれば、その国の在来の国内法よりも本条約の法が適当な内容ではないかということであった」とされる。1 条 1 項 b 号の立法過程での議論については、Bernasconi, *supra* note 4, p. 156 も参照。
- (19) Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, pp. 16-17 (Schlechtriem)
- (20) Antonin I. Pribetic. 2008. "An 'Unconventional Truth': Conflict of Laws Issues Arising Under The CISG" p. 19, available at: [http://works.bepress.com/antonin\\_pribetic/16](http://works.bepress.com/antonin_pribetic/16)
- (21) 同旨 Bridge, *supra* note 11, para16-28 なお、高桑曹時 13 頁は、締約国間において、準拠法国における法令適用の法則によらず、本条約の実体法規定の適用を優先させることを合意した条項と説明するほかない、とする。
- (22) Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, p. 33 (Schlechtriem), Bridge *supra* note 11, para16-26 など。但し、曾野裕夫「ウィーン売買条約 (CISG) の解説(1)」NBL887 号 27 頁では、非締約国が法廷地となっている場合には、1 条 1 項 b 号の適用上参照する国際私法の準則は、準拠法国の国際私法規則であると説明する。
- (23) Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, p. 90 (Schlechtriem), Schlechtriem/ Schwenger, *Kommentar, supra* note 4, Art. 6, Rn. 22 (Ferrari) など
- (24) 曾野「前掲論文」(注(22)) 27 頁、また杉浦・久保田『前掲書』(注(7)) 4 頁(柏木)には、簡潔にこの場合も直接適用である旨記されている。
- (25) Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, p. 34 (Schlechtriem), Schlechtriem/Schwenger, *Kommentar, supra* note 4, Art. 1, Rn. 76 (Ferrari) など
- (26) Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, p. 34 n. 59 (Schlechtriem)
- (27) Schlechtriem/ Schwenger, *Kommentar, supra* note 4, Art. 1, Rn. 76 (Ferrari)
- (28) 最判平成 9 年 2 月 25 日 (家月 49 卷 7 号 56 頁)
- (29) 本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法』(有斐閣, 2005 年) 171 頁、松岡博「外国法の適用と裁判所」高桑昭・道垣内正人編『新・裁判実務大系 3 国際民事訴訟法 (財産法関係)』(青林書院, 2002 年) 285 頁
- (30) Bridge, *supra* note 11, para16-30
- (31) 高桑「前掲論文」(注(15)) 13 頁。
- (32) 2010 年 12 月現在 95 条を留保している CISG 締約国は、中国、チェコ、セントビンセント・グレナディーン、シンガポール、スロヴァキア、アメリカ合衆国である。

- (33) アメリカは、後述のように、判例でこのような場合に一貫して CISG の適用を排除してきているので、本来であれば例としては不適切であるかもしれない。ただ、ブレンストーミングのために具体名を出しているのみである。
- (34) Prime Start Ltd. V. 77Maher Forest Products Ltd. 442 F. Supp. 2d. 1113 など。
- (35) Bridge, *supra* note 11, para 16-135, Franco Ferrari, Eva-Maria Kieninger, Peter Mankowski, Karsten Otte, Ingo Saenger (Hrsg.), *Internationales Vertragsrecht* 2 Aufl., 2007, s. 215 (Saenger)
- (36) *Münchener Kommentar HGB*, 2 Aufl., 2009, s. 354 (Benicke), Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, p. 36, Schlechtriem/ Schwenger, *Kommentar, supra* note 4, Art. 1, Rn. 80 (Ferrari).  
また、1条1項b号による条約適用がどのような適用であるかを明らかにせず、この場合に条約が適用されるとする見解として Honnold, *Uniform Law for international sales under the 1980 United Nations Convention*, 3<sup>rd</sup> ed., 1999, p. 41, Karl Neumayer, Catherine Ming, *Convention de Vienne sur les contrats de vente internationale de marchandises, Commentaire*, 1993, p. 46, Vincent Heuzé, *La vente internationale de marchandises*, 2000, p. 103.
- (37) Heuzé, *supra* note 35, p. 107  
b号に基づく適用が法廷地法としての適用であるとする立場でも、b号に基づく法廷地法としての CISG 適用はないが、準拠法を適用する際に、準拠法の中身として CISG が適用されることになる、という理解であろう。たとえば、Schlechtriem/ Schwenger, *Kommentar, supra* note 4, Art. 1, Rn. 80 (Ferrari) は、この場合は、通常のb号による適用、すなわち法廷地法としての適用とは異なるが、準拠法の一部としての適用があると説明する。
- (38) Bernasconi, *supra* note 4, p. 167
- (39) Bridge, *supra* note 11, para. 16-135
- (40) *Id.*, para 16-136
- (41) Schlechtriem/ Schwenger, *supra* note 9, p. 37 (Schlechtriem)
- (42) Neumayer/ Ming, *supra* note 35, p. 47
- (43) Ferrari/ Kieninger/ Mankowski/ Otte/ Saenger (Hrsg.), *supra* note 35, s. 215 (Saenger) 絶対的効力説に立つ学説として、他に、*Münchener Kommentar HGB, supra* note 36, s. 354 (Benicke), 高桑「前掲論文」(注15) 16頁など。
- (44) 曾野「前掲論文」(注22) 27頁
- (45) Schlechtriem/ Schwenger, *Kommentar, supra* note 4, Art. 1, Rn. 78-79 (Ferrari)
- (46) 平成23年1月に開かれる第177回通常国会での成立が見込まれる。
- (47) 民事訴訟法および民事保全法の一部を改正する法律

第3条の3 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理もしくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

(48) CISG において履行地に関する規定は31条と57条であり、それぞれ以下の通りである。

### 31条

売主が次の(a)から(c)までに規定する場所以外の特定の場所において物品を引き渡す義務を負わない場合には、売主の引渡しの義務は、次のことから成る。

(a) 売買契約が物品の運送を伴う場合には、買主に送付するために物品を最初の運送人に交付すること。

(b) (a)に規定する場合以外の場合において、契約が特定物、特定の在庫から取り出される不特定物又は製造若しくは生産が行われる不特定物に関するものであり、かつ、物品が特定の場所に存在し、又は特定の場所で製造若しくは生産が行われることを当事者双方が契約の締結時に知っていたときは、その場所において物品を買主の処分によだねること。

(c) その他の場合には、売主が契約の締結時に営業所を有していた場所において物品を買主の処分によだねること。

### 57条

(1) 買主は、次の(a)又は(b)に規定する場所以外の特定の場所において代金を支払う義務を負わない場合には、次のいずれかの場所において売主に対して代金を支払わなければならない。

(a) 売主の営業所

(b) 物品又は書類の交付と引換えに代金を支払うべき場合には、当該交付が行われる場所

(2) 売主は、契約の締結後に営業所を変更したことによって生じた支払に付随する費用の増加額を負担する。

(49) 国際裁判管轄法制部会資料14(平成21年4月3日)「国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(1)」(以下たたき台(1)とする。http://www.moj.

go.jp/shingil/shingi\_kokusaihousei\_index.html で入手可能)

「1 義務履行地

義務履行地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

① 契約上の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当該契約において定められた当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が当該契約の当時に選択した地の法が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。

ウ 当該契約について適用される条約が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。

② 契約に関連して事務管理が行われ若しくは不当利得が生じた場合における当該事務管理若しくは不当利得に基づく請求に係る訴え又は契約上の債務の不履行による損害賠償の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当該契約において定められた当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が当該契約の当時に選択した地の法が定める当該請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。

ウ 上記①アからウまでの規律により、当該契約上の請求に係る義務履行地が日本国内にあるとき。」

(50) たたき台(1)4頁補足説明

(51) 通常の契約類型であれば法の適用通則法7条により準拠法が決定される場合のみ履行地管轄が認められるのに対して、CISGの対象となる契約類型については法の適用通則法8条により準拠法が決定される場合にも履行地管轄が認められるのは、当事者の予測可能性を害するとの指摘である。法制審議会国際裁判管轄法制部会第6回会議議事録25頁(横山潤委員発言)。

(52) 国際裁判管轄法制部会資料18(平成21年6月19日)「国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(5)」(以下たたき台(5)とする。http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\_kokusaihousei\_index.html で入手可能)では、次のような規定となっていた。

1 義務履行地

義務履行地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当該債務を履行すべき地が契約において定められた場合において、その地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務を履行すべき地が日本国内にあるとき。

② 契約上の債務に関連して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求又は契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記①の訴えを除く。）は、上記①の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができる。

(53) この点、第6回会議での議事録で、CISGに関する規定を置くか否かについて再検討とされた（議事録27頁佐藤幹事発言）が、その後規定から外れたため特に議論となることはなかったようである。

(54) 1条1項a号による適用もb号による適用もいずれも条約の直接適用であるとの立場からはこのような場合分けは必要ではないことになろうか。

(55) 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の欧州共同体理事会規則44/2001（OJ 2001, L12/1）

(56) 第5条 構成国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においては、他の構成国の裁判所に訴えられる。

1 a 契約事件においては、請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所。

b 本規定の適用においては、別段の合意がない限り、請求の基礎となっている義務の履行地とは、以下の地をいう。

—物の売買については、契約に基づいて、その物が引き渡されたか、引き渡されるべきであった構成国の地

—サービスの提供については、契約に基づいて、そのサービスが提供されたか、提供されるべきであった構成国の地

c 第a号は、第b号が適用されない場合に、適用される。（訳は中西康「民事及び商事における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001（ブリュッセルI規則）（上）」際商30巻3号（2002年）317頁によった）

(57) Ulrich Magnus/ Peter Mankowski eds., *Brussels I Regulation*, 2007, art. 5, Rn. 25 (Peter

Mankowski)

- (58) *Industrie Tessili Italiana Como v. Dunlop AG*, C 12/76, [1976] ECR 1473, *Custom Made Commercial Ltd. v. Stawa Metallbau GmbH* [1994] ECR I-2913
- (59) Thomas Rauscher (Hrsg.), *Europäisches Zivilprozessrecht Kommentar 2 Aufl.*, 2006, Art. 5 Rn. 32 (Leible), Magnus/ Mankowski, *supra* note 57, art. 5, Rn. 104 (Mankowski)
- (60) 規則案の段階での議論として Vincent Heuzé, “De quelques infirmités congénitales du droit uniforme: l'exemple de l'article 5.1 de la Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968”, *Rev. crit. dr. internat. privé*, 89 (4) p. 595, pp. 624 et s.
- (61) Magnus/ Mankowski, *supra* note 57, art. 5, Rn. 101 (Mankowski), Hélène Gaudemet-Tallon, *Compétence et exécution des jugements en Europe*, 4<sup>e</sup> éd., 2010, No. 198 et s.,
- (62) Jan Kropholler, *Europäisches Zivilprozessrecht, Kommentar zu EuGVO, Lugano- Übereinkommen*, 7 Aufl., 2002, s. 141
- (63) André Huet, “Convention de Vienne du 11 Avril 1980 sur les contrats de vente internationale de marchandises et compétence des tribunaux en droit judiciaire européen”, 429, in *Mélanges en l'honneur de Paul Lagarde*, 2005, 429
- (64) UNIDROIT 国際商事契約原則やヨーロッパ契約法原則などの規定を考慮して決定すべきと唱える見解も主張されているが<sup>8</sup> Rauscher, *supra* note 57, Art. 5 Rn. 54 (Leible), 多くの支持を得ているわけではないようである。反論として特に Magnus/ Mankowski, *supra* note 57, p. 140 (Mankowski)。
- (65) James Fawcett, “An Action in Contract Between the Buyer and Seller: Jurisdiction under the EC Rules”, in Fawcett, Harris and Bridge, *International sale of goods in the conflict of laws*, 2005, para 3-198
- (66) Gaudemet-Tallon, *supra* note 61, p. 196。同様に Fawcett も CISG31 条の履行地規定は、運送が関連する場合の危険の負担を考慮して規定されていることから、管轄配分のための履行地決定とは性質が異なることを指摘する。Fawcett, *supra* note 65, para 3-198
- (67) Magnus/ Mankowski, *supra* note 57, p. 140 (Mankowski)